

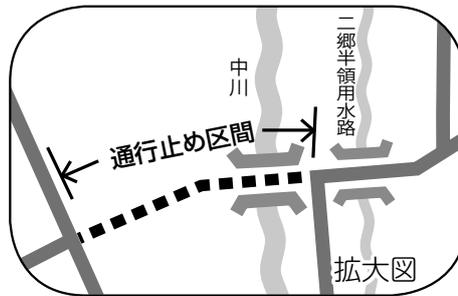
赤岩橋通行止めについて

問合せ：まちづくり整備課 土木担当 ☎ 991-1823

赤岩橋の老朽化に伴い補修工事を実施します。
 工事期間中(11月頃～平成28年3月末頃(予定))は、通行止めとなりますので迂回などのご協力をお願いします。
 詳細は、決まり次第、町ホームページ及び現地工事看板によりお知らせします。

なお、補修工事後も交通規制(重量1.5t以下、車幅1.8m以下)の変更はありません。

※まつぶしウォーキングマップ「からし菜コース」を楽しむ方は工事期間中、赤岩橋が通行止めになりますので、ご注意ください。



後期高齢者医療の主な給付制度について

問合せ：住民ほけん課 高齢介護担当 ☎ 991-1884

後期高齢者医療で受けられる主な給付は次のとおりです。

■補装具を製作したとき(療養費)

医師が必要と認めた治療用装具(コルセットなど)購入費用のうち、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

■病院に支払う医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときに、超えた額が払い戻されます。

■入院したとき(食事代)

食事費用のうち、一部(標準負担額)を被保険者が負担し、差額を後期高齢者医療制度で負担します。

【高額療養費の限度額及び入院時食事代】

所得区分	自己負担限度額		食事療養標準負担額 (1食あたり)
	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯合算)	
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+(医療費- 267,000円)×1%※1	260円
一般	12,000円	44,400円	
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	90日まで210円
低所得Ⅰ		15,000円	90日超 160円※2

※注1：過去12か月に3回以上高額療養費に該当した場合、4回目以降は限度額が44,400円になります。

※注2：過去12か月の入院日数に応じて食事代が変わります。

住民税非課税世帯の方は、入院の際に自己負担限度額と食事療養標準負担額が減額される制度があります。その場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要となります。

■医療費と介護サービス費が共に高額になったとき(高額医療・高額介護合算療養費)

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合にその超えた金額が払い戻されます。

所得区分	自己負担限度額(年額)
現役並み所得者	670,000円
一般	560,000円
低所得Ⅱ	310,000円
低所得Ⅰ	190,000円

(注)1年間とは、毎年8月1日～翌年7月31日までとなります。

■被保険者が亡くなられたとき(葬祭費)

葬祭を行った方に5万円を支給します。

▶必要書類など

- ・葬祭を行った証明書類(会葬礼状、領収書など)
- ・亡くなられた方の保険証
- ・葬祭を行った方の印かん、振込先口座